



**「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」が発行されます  
～年末調整・確定申告まで  
大切に保管を～**

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

平成25年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されます。また、平成25年10月1日から12月31日までの間に今年はじめに国民年金保険料を納付された方については、来年2月上旬に送付されます。

年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

◆ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付したご本人の社会保険料控除に加えることができます。ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。

※「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会には、控除証明書のがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。

**年金受給者のみなさんへ  
「扶養親族等申告書」は  
期限までに提出しましょう!**

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。(障害年金・遺族年金は課税されません。)

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、12月1日までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。提出を忘れると各種控除が受けられず、所

得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

**「扶養親族等申告書」が送付される方**

年齢	年金額
65歳未満	108万円以上
65歳以上	158万円以上

**12月支給分(10月分)から  
年金額が変わります**

現在の年金額は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2・5%高い水準(特例水準)となっています。

平成24年の法律改正で、平成25年10月以降、段階的に特例水準を解消し、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。

このため、平成25年10月以降としてお支払いする年金額は、平成25年4月から9月までの額から、マイナス1・0%の改定が行われます。改定後の年金額は、12月4日以降、年金額改定通知書(原則として、年金振込通知書と一体となったハガキ)で、日本年金機構よりお知らせします。

**年金額の改定スケジュール(予定)**

支給月分	改定率
平成25年10月	1.0%減
平成26年 4月	1.0%減
平成27年 4月	0.5%減

※物価・賃金上昇した場合には、引き下げ幅は縮小します。

○お問い合わせ

黒潮町役場

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800 (直通)

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3701 (直通)

日本年金機構 幡多年金事務所

☎ 34-1616